第1章 酒類販売管理者

この章では、酒類の特性及びそれを踏まえた酒類業に対する社会的要請に触れ、酒類 販売管理者に求められている役割などについて説明しています。

酒類の特性

酒類の特性を踏まえた社会的要請への取組が 酒類業に求められています。

酒類販売管理者 の選任

酒類の小売販売場ごとに、酒類販売管理研修を 過去3年以内に受けた者のうちから、酒類販売 管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者 の役割

酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守した 業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、又は 従業員等に指導しなければなりません。

責任者の 指名・配置

酒類販売管理者が長時間不在となるときなどは、 酒類販売管理者に代わる責任者を指名し、配置 することが求められています。



1 酒類の特性

〇 代表的な嗜好品であること

酒類は代表的な嗜好品の一つです。現在の食生活においては多様な飲食料品が消費されるようになり、酒類以外にも様々な嗜好品がありますが、酒類はその中でも多くの消費者に選択されているものということができます。また、昔から「酒は百薬の長」とも言われています。飲酒の効用として、ストレスや疲れの解消、人間関係の潤滑油、仲間との連帯感の醸成等が挙げられます。

〇 文化・伝統性を有すること

酒類はその国の「食文化」と関わりの深い飲料です。

しかし、近年、食べながら飲むことや地酒(その地域で造られた酒類)と地域の食 文化とのつながりが深いといったことへの認識が希薄化しているように思われます。 外国で日本食と清酒がセットでブームになっていると聞いて「なるほど」と思われる 人も少なくないと思いますが、国内ではあまり認識されていないのではないでしょう か。

今日、社会経済がボーダーレス化する中で、酒の文化(食と共に)や伝統性(種類や飲み方)を国民や諸外国に対して、どのように訴え得るかが課題となっていますが、 そうした視点はまだ弱いようです。

生活水準の向上に伴い、酒類は日常的な飲料となり、これまでのような食とのつながりや家庭内で飲むといったスタイルだけではなくなってきています。酒類業者をはじめ社会一般において、改めて酒類のメリットを活かしデメリットを十分認識した飲み方を啓発するといった飲酒教育の必要性が高まってきているといえるのではないでしょうか。

地域社会の有り様にも関わりますが、かつては地域毎に特色のある酒類が生産され、祭りやハレの日に飲むことで「飲酒文化」が育ち、かつ、「飲酒教育」が行われていました。今後においてもそうした文化・伝統を認識することで、無茶飲みやイッキ飲み、アルコール依存症等の問題を抑止する効果が期待できるのではないでしょうか。

○ アルコール飲料(致酔性、習慣性を有する)であること

酒類は致酔性飲料であり、これまでにも過度の飲酒や致酔性に配慮しない販売姿勢等は、事件、事故、トラブルの原因として事が起きるたびに問題視されてきました。

過度の飲酒を助長することが、アルコール依存症などにつながり、健康への影響(生活習慣病の発症)が医療費等を通じた社会的コストの増加につながることを認識する必要があります。

酒類は大人の飲み物として20歳未満の者の興味を引きやすい飲料です。

しかし、20 歳未満の者の飲酒は、身体の成長を妨げる、学校生活に悪影響を及ぼし成績の低下につながる、大人に比べて依存がより早期に形成される、違法薬物へと進む入り口となるほか、飲酒開始年齢が若いほど後に飲酒にまつわる危険な行動をとりやすいことが指摘されているなど、多大な悪影響を及ぼします。

近年における酒類の一般商品化、購入アクセスの容易化は、20 歳未満の者の飲酒問題、健康への影響の問題等に対する配慮の必要性を拡大させています。

酒類を飲む場が家庭内から家庭外、職場関係から仲間内になり、また、前ページの「文化・伝統性を有すること」でも述べているとおり、酒類の飲み方の文化も大きく変様しています。その中で、人々の生活と地域社会との関わりも希薄になり、20歳未満の者の飲酒問題をはじめ様々な問題を拡大させています。

過度の飲酒が問題視されるのは、飲酒した本人にとどまらず、その周辺の者や全く 関係のない第三者にまで影響を与える場合があるためです。

2 酒類業に対する社会的要請

これまで、酒類業者の責任は、酒類が高率な酒税を課されている財政上重要な物品であること等から、酒税を円滑に確保するということに集約して考えられてきました。しかし、近年は、これに加えて、前述の酒類の特性等を踏まえ、幅広い観点から次のような社会的要請への取組が酒類業に求められています。

- (注) ここでいう「社会的要請」については、経済的な側面からの要請も含むより広い意味合いで使われています。
- ① 消費者ニーズに応えた商品(安全で品質の高い酒類)の供給と、適正な表示 (消費者に分かりやすい表示)を含めた酒類に関する情報の消費者への積極的 な提供
- ② マナー広告の実施など飲酒教育及び啓発
- ③ 公正な競争の確保のための国税庁の酒類の公正な取引に関する基準や指針、 不当廉売や差別対価等への対応についての公正取引委員会の酒類ガイドライン の遵守等による自由かつ公正な取引の確保
- ④ 生産の効率化、流通コストの縮減等効率的な事業経営と酒税の確保への貢献
- ⑤ 20歳未満の者の飲酒防止
- ⑥ 飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブル、健康障害の発生防止
- (7) リサイクルに関する責任の遂行

3 酒類販売管理者

(1) 酒類販売管理者の制度が設けられた経緯

平成15年9月1日をもって酒類小売業免許の人口基準が廃止されたこと等、酒類小売業免許に係る規制緩和が進展する中で、酒類業を巡る環境の変化を見据え、①酒類業免許の人的要件を整備するとともに、②20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請の高まりに応え、販売場において法令を遵守した酒類の適正な販売管理を確保するための体制の整備を図る等、所要の措置を講ずる必要があるとして、平成15年の通常国会において酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類業組合法)の一部が改正され、酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないこととされました。

(注)「酒類の小売販売場」とは、酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいいます。 また、酒類小売業者には、酒類製造者又は酒類卸売業者であって、酒類製造者及び酒類販売業者以外の者に 販売する者を含みます。

(2) 酒類販売管理研修

研修実施団体が行う酒類の販売業務に関する法令に係る研修を、酒類販売管理研修といいます。これは酒類販売管理者が、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類陳列場所における表示など<u>酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法</u>令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものです。

酒類販売管理研修が義務化されました

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類業組合法)が一部改正となりました

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、20歳未満の者の飲酒防止を はじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対 応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成28年6月に酒類業組合法が一部改正され、平成29年6月より、<u>酒類小売業者は、酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから、酒類販売管理者を選任</u>しなければならないこととなりました。

また、常に新たな知識を修得していただく必要があることから、<u>酒類小売業者は、</u> <u>酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受</u> 講させなければなりません。

(3) 標識の掲示

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

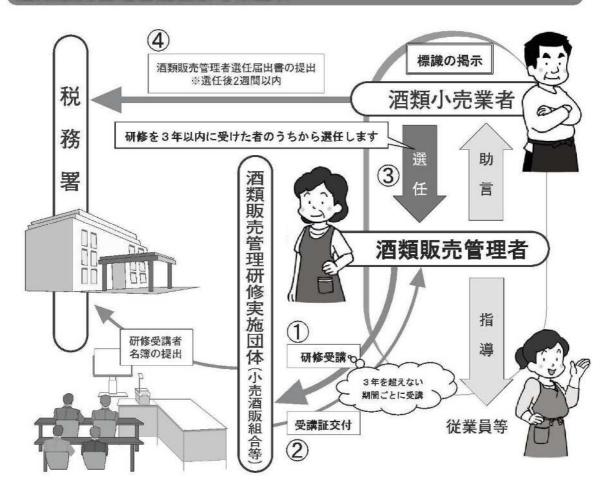
販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒類 販売管 斑	里者 標識
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和2年4月1日
次回研修の受講期限	令和5年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

標識の様式例については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

カタログ等 (インターネット等によるものを含む。) を利用した通信販売を行う場合、 カタログ等に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等の表示が必要で す。カタログ等の見やすい場所に表示をお願いします。

酒類販売管理者選任までの流れ



《ポイント》

〇 酒類小売業者が遵守すべき事項

<酒類販売管理者の選任>

- 1 酒類小売業者は、その販売場において<u>酒類の販売業務を開始するときまで</u>に酒 類販売管理者を選任する必要があります。
- 2 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する者で<u>酒類販売管理研修を過去3</u> 年以内に受けた者のうち、次に掲げる者から選任してください。
 - ① 引き続き6か月以上の期間継続して雇用を予定している者
 - ② 他の販売場で酒類販売管理者に選任されていない者
- 3 酒類販売管理者を選任(または解任)したときは、<u>2週間以内</u>に「酒類販売管理者選任(解任)届出書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出する必要があります。
- 4 未成年者であるなど、一定の要件(酒類業組合法第86条の9第2項)に該当する者は酒類販売管理者に選任できません。
- 5 酒類販売管理者として選任した者が欠けた場合は、速やかに新しい酒類販売管理者を選任しなければなりません。

<酒類販売管理研修の受講・標識掲示>

- 1 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、<u>前回の受講から3年を超えない期間ごと</u> に酒類販売管理研修を受講させなければなりません。
- 2 酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、<u>酒類販売</u> 管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければ なりません。

<罰則>

- 1 酒類販売管理者を選任しなかった場合には <u>50 万円以下の罰金</u>に処されること があります。
- 2 「酒類販売管理者選任(解任)届出書」を税務署に提出しなかった場合には、 10万円以下の過料に処されることがあります。
- 3 酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させない場合、勧告、命令を経て50万円以下の罰金に処されることがあります。
- ※ 罰金刑に処された場合には、酒類販売業免許の取消要件に該当します。

(4) 酒類販売管理者の役割

酒類の小売販売における社会的要請への取組としては、法令上の義務の履行から、 消費者の利便性確保等のための自主的取組まで様々なものが考えられますが、酒類は 国民の生活に大変関わりの深い飲料であり、個々の販売場においては、これらの要請 にしっかりと応えていく必要があります。

その中で、酒類販売管理者は、その選任された酒類の小売販売場において、<u>酒類小売業者又は酒類の販売業務等に従事する者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行います。</u> 具体的な指導内容を例示すると、次のとおりです。

- ① 酒類と他の商品との明確な区分陳列
- ② 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の適正な表示
- ③ 酒類自動販売機の適切な管理及び表示基準に基づく適正な表示
- ④ ポスターの掲示、店内放送などによる 20 歳未満の者の飲酒防止及び適正飲酒等の注意喚起
- ⑤ 20歳未満と思われる者に対する年齢確認の実施
- ⑥ 酒類の特性、商品管理等の知識の普及
- (7) その他酒類の販売業務に関する法令の知識の普及

なお、これら酒類販売管理者が行う助言や指導について、酒類小売業者は税務署に 報告することが求められています。

《ポイント》

○ 酒類小売業者の報告義務

①から⑦に掲げる事項の税務署への報告については、「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を販売場の所在地を所轄する税務署に提出することにより行います。

毎年<u>4月末日(4月末日が土曜日、日曜日、休日の場合は翌週の月曜日またはその翌</u>日)が提出期限となっていますので、提出漏れのないようご注意ください。

(5) 酒類販売管理者に代わる責任者

酒類の適正な販売管理の実効性を確保するために、酒類販売管理者が、その選任された販売場に長時間不在となるときなど、次の①~⑦に掲げるいずれかに該当する場合には、その販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として必要な人数を指名し、配置するよう国税当局から指導が行われています。

この<u>責任者は、成年者を指名</u>することが望ましく、特に<u>夜間(23 時~翌日5時)に</u>おいては成年者を指名し、配置するよう指導が行われています。

(注)満18歳未満の者を23時から翌日5時までの間業務に従事させた場合、労働基準法違反に該当し、懲役又は 罰金の刑に処される場合があります。

○ 酒類販売管理者に代わる責任者の指名の基準

- ① 夜間において、酒類の販売を行う場合
- ② 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3時間以上)不在となることがある場合
- ③ 酒類売場の面積が著しく大きい場合 (100 平方メートル以上の場合) この場合、100 ㎡を超えるごとに、1名以上の責任者を指名することが求められています。
- ④ 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合

この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名することが求められています。ただし、レジスター等により代金決済をする場所が各階になく1か所にしかない場合で、かつ、酒類販売管理者のみで酒類の適正な販売管理が確保できると認められる場合は、酒類販売管理者に代わる責任者を指名しなくても差し支えないものとされています。

- ⑤ 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)
- ⑥ 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において 酒類売場の点在が著しい場合(3か所以上ある場合)
- ⑦ その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【参考1】主要酒類の酒税等負担率表

(令和3年12月現在)

								- 1H - 1 1 - 71 - 20 III
品	国	分	容量	アルコール分	代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額	酒税等負担率(②+③)/①
			ml	%	円	円	円	%
ビ	_	ル	633	5.0	330	126.60	30.00	47.5
			350	5.0	219	70.00	19.91	41.1
発 (麦	泡 芽比率 25%未満の [:]	酒 もの)	350	5.5	168	46.99	15.27	37.1
そ (:	の他 の醸 造 発 泡 性)	· 酒 ②	350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
IJ (:	キュー 発泡性)	ル ②	350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
清		酒	1,800	15.0	2,035	198.00	185.00	18.8
果	実	酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連	続式蒸留り	き酎	1,800	25.0	1,510	450.00	137.27	38.9
単	式 蒸 留 焼	酎	1,800	25.0	1,878	450.00	170.73	33.1
ゥ	イスキ	_	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

⁽注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

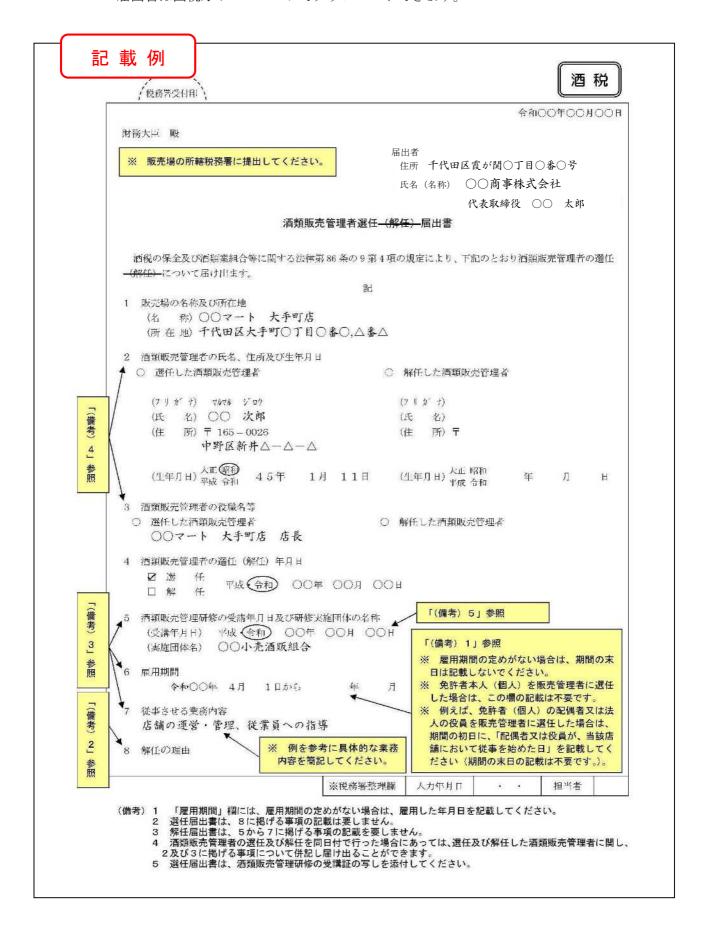
なお、ビール (633ml) には容器保証金 (5円) が含まれている。

² その他の醸造酒(発泡性)②及びリキュール(発泡性)②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の 一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。

³ 消費税率は10%で計算している。

【参考2】酒類販売管理者選任(解任)届出書様式及びその記載例

届出書は国税庁ホームページでダウンロードできます。



【参考3】「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書様式

報告書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									-
/収受印	※税務署整理欄	局署番号	111	i	整理番号	İ	1 1	1 1 1	1
令和 年 月 日 税務署長 殿	(住所)						(2	電話)	局番
101 (店舗全体の面積)	ŦR	名称及び代表	者氏名)				<u> </u>		14
102(酒類売場の面積)	者(酒類小売)	販売場の所在	地及び名称)						
nf 103 (免許条件) 1:製造 2:小売業 (卸小売兼業を含)				104	4(営業時		24 時間表1 \。	記で記載してくださ	5
3:期限付小売業(免許期間		日~ 4	年 月 日		時 定休:	分 ~	時	分·24時間	1
	A CONTRACTOR OF STREET			は記載不					
令和 年4月1日現在(J る表示基準(以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する	販売予定 2: ³ 切限付酒類小売業 という。)の実施 法律第91条及び同	平成・令和 免許を受けた。 状況、酒類販 7法施行規則第	者は上記の免 売管理者に関 引1条の20の	で販売し 許期間) 計する事項 の規定に。	における_ [及び経営/ にり報告し	二十歳未	満の者の情報に	ついて、酒税	関すの保
	販売予定 2: - - - - - - - - - - - - -	平成・令和 免許を受けた。 状況、酒類販 7法施行規則第	者は上記の免 売管理者に関 引1条の20の	で販売し 許期間) 計する事項 の規定に。	における_ [及び経営/ にり報告し 。	二十歳未	満の者で情報にたい酒が	の飲酒防止に	関すの保売管
令和 年4月1日現在(7) る表示基準(以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する。 建の確保のための取組状況及(《表示基準の実施状況》 1 酒類の陳列場所を記 いいえ」に「〇」	販売予定 2: ³ 加限付酒類小売業 という。)の実施 をいう。)の実施 を終めている では がり	P成・令和 免許を受けた。 状況、酒類販 財法施行規則等 置状況等につい 目 る。 (1) 及び(2) の記	者は上記の免 売管理者に関 911条の200 いて併せて報 記載は不要です。	で販売し、 許期間) ける事項 り規定に い 告します	における- I及び経営に たり報告し。 区 は い	二十歳未 に <mark>関する</mark> ます。ま	満の者で情報にたい酒が	の飲酒防止に ついて、酒税 類の適正な販 ※税務署整理欄	関すの保売管
令和 年4月1日現在(1) る表示基準(以下「表示基準) (以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する。 建の確保のための取組状況及(《表示基準の実施状況》 1 酒類の陳列場所を記しいた。」に「C」 (1) 酒類の陳列場所であい場合には酒類を	販売予定 2: 加限付酒類小売業 という。) の実施 という。) の実施 という。) の実施 とは第91条及び同 次自動販売機の設し 項 なけて販売している からした方は、次のに、表示基準に則る」旨及び「20歳 仮売しない」旨の	平成・令和 免許を受けた。 状況、酒類販 消法施行規則算 置状況等につい 目 る。 (1) 及び(2) の記 って「酒類の 以上の年齢で 表示を行って	者は上記の免 売管理者に関 亨11条の200 いて併せて報 売場である」 あることを確 いる。	で販売し、 許期間) ける事項 り規定によっ 告します 又は「雑ささな	における。 (及び経営) はり報告し。 区はい	二十歳未に関するます。ま	満の者の情報にた、酒り	の飲酒防止について、酒税 類の適正な販 ・ 「 「 「 「 「	関すの保売管
令和 年4月1日現在(1) る表示基準(以下「表示基準) (以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する。 建の確保のための取組状況及(1) 酒類の陳列場所を記しいいえ」に「〇」 (1) 酒類の陳列場所であい場合には酒類をいるい場合には酒類をいいない場合には酒類をいいない場合には酒類をいたない。 質量を販売しない「類を販売しない」類を販売しない「類を販売しない」	販売予定 2:4 期限付酒類小売業 という。)の実施 という。)の実施 とは第91条及の設し 項 取売している を付したかは、次の に、表示基準に則 るい。 を付したかは、次の に、表のという に、表のという に、まり他の が略等により他の のに区分するため。 の の の の の の の の の の の の の	平成・令和 免許を受けた、 状況、酒類販 間法施行規則第 置状況等につい 目 る。 (1)及び(2)の配の 以上の年(1)類節で では、一次でで、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次	者は上記の免 売管理者に関 う11条の20の いて併せて報 売場である」 かあることを確 いる。 かと明確に分 うたとのである」	で販売し、 許期間) ける定はすり 関します 又は「雑さな が品がある。	における」 「良び経常し」 「良い報告し」 「良い報告し」 「良いい」 「しいい」 「し	二十歳未 に関する ます。ま 分	満の者で 情報に た、酒事 (107	の飲酒防止に ついて、酒税 頭の適正な販: ※脱移署整理欄 実廃確認状況 □ 不適	関すの保売管
令和 年4月1日現在 () る表示基準 (以下「表示基準) (以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する。 建の確保のための取組状況及() (表示基準の実施状況) 1 酒類の陳列場所を記している。 (2) 酒類の陳列場所であい場合には酒類を) (2) 酒類の陳列場所がない場合には酒類を) いない場合には酒類を) いない場合には酒類を) いない場合には酒類を) いない場合には酒類を) いない場合には酒類を) いない場合には酒類を) いない場合にはごう。 (注) 1 この表示基準度で (注) 1 この表示基準で (注) 2 酒類の通信販売 ((注) 1 この表示基準で (注) 2 酒類の通信販売 (では、) 2 酒類の通信販売 (注) 2 酒類の (販売予定 2:	平成・令和 免許を受けた。 大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大	者は上記の免別 売等111条の200 を 1000 を 1000	で販売して販売して、 許別の 時間の 中で 取売して で 取売します で ない できない できない さいがい さいがい はい できない ない ここ できる ここ ここ できる ここ ここ できる ここ ここ できる ここ できる ここ できる ここ ここ できる ここ ここ できる ここ こ できる ここ こ できる ここ こ ここ できる こ こ できる こ こ こ こ こ できる こ こ こ こ こ できる こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	における。	二十歳木 に関するます。ま 分 ・いいえ	満の者で 情報に た、酒事 ※ (107	の飲酒防止に、 ついて、酒税・ 質の適正な販・ ・ 「	関すの保売管
令和 年4月1日現在(1) る表示基準(以下「表示基準) (以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する。 建の確保のための取組状況及(表示基準の実施状況) 1 酒類の陳列場所類の陳列場所類の陳列場所割の陳列場所割の陳列場所割の陳列場所がある。(2) 酒類の陳列場所がある。(2) 酒類の陳列場所である。「2) 酒類の陳列場所である。「2) 酒類の陳列場所である。「2) 酒類の陳列場所である。「2) 酒類の陳列場所である。「2) 酒類の連信販売((注)1 この表示基準でいる。「2) である。「2) である。「3) である。「3) である。「4) である。「4) である。「4) である。「5) である。「6) で	販売予定 2:	P成・令和 免許を受けた。 発汗犯、指揮則第 を発力類以 を表現が を受けない。 を受けない。 を受けない。 をでいる。 をでは、 をでいる。 をできる。 をでる。 をでる。 をでる。 をできる。 をでをでをでをできる。 をでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをで	者は上記の免別 売等111条の200 を 1000 を 1000	で販売して販売して、 許別の 時間の 中で 取売して で 取売します で ない できない できない さいがい さいがい はい できない ない ここ できる ここ ここ できる ここ ここ できる ここ ここ できる ここ できる ここ できる ここ ここ できる ここ ここ できる ここ こ できる ここ こ できる ここ こ ここ できる こ こ できる こ こ こ こ こ できる こ こ こ こ こ できる こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	における一における一にない終告し、 区はいいはいいいにはいいいにはいいいにはいいいにはいいいにはいいいにはいいいに	二十歳未 に関する ます。ま 分 ・いいえ ・いいえ	満の者で 情報に た、酒事 (107 108	の飲酒防止に、	関すの保売管
令和 年4月1日現在(1) る表示基準(以下「表示基準(以下「表示基準) 全及び酒類業組合等に関する。	販売予定 2: 「加限付酒類小売業施という。)の実施という。)の実施という。)の実施という。)の実施とは第91条及び同外自動販売機の設置を持つまた。 「変更売しているので、大きない「20歳の大きによっているので、大きない「20歳の大きによっている。 「変しない」りのでは、次のが一般の表示。とは、計算の販売業分子を行る。 「なり、大きない」の言いながあれる。 「なり、大きない」の言いながあれる。 「なり、大きない」の言いながあれる。 「なり、大きない。」を付した方は、次のがで、業者の販売を行って、スのが、またが、スのが、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをい	P成・令和 発決で、会和 を決計を受けた。 を決決に対しては、 のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の	者は上記にの免問 20 g を です。	で販売して、許可なに対すり、 はで、 にはで、 にはで、 にはで、 にはで、 にはがには、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	におが終告し、 区 い い い い は い は い は い	二十歳未の に関する ます。ま 分 ・いいえ ・いいえ	満の者で 情報にた、酒す (107 108 109	の飲ごになり、	関すの保売管
令和 年4月1日現在(1) る表示基準(以下「表示基準(以下「表示基準(以下」表示基準(以下」表示基準の確保のための取組状況及(1) 2 酒類の陳列場所を記した。 (2) 酒類の陳列場所である」にいえ」に「〇」(1) 酒類の陳列場所である」には酒類を(2) 酒類の陳列場所である」に関係す。 2 酒類の通信販売((注)1 この表示基準でののに関係す。 一般であり上でいま」に「〇 インターネット 酒類の通信販売(次書、納品品書等に、販売しない」旨の:	販売予定 2: 「加限付酒類小売業施という。)の実施という。)の実施という。)の実施という。)の実施とは第91条及び同外自動販売機の設置を持つまた。 「変更売しているので、大きない「20歳の大きによっているので、大きない「20歳の大きによっている。 「変しない」りのでは、次のが一般の表示。とは、計算の販売業分子を行る。 「なり、大きない」の言いながあれる。 「なり、大きない」の言いながあれる。 「なり、大きない」の言いながあれる。 「なり、大きない。」を付した方は、次のがで、業者の販売を行って、スのが、またが、スのが、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをいい、スをい	平成・令和 免許を受けた。 発汗視・行力 大利法施行等についます。 を受酒規則のいまない。 を受酒規則のいまない。 をでは、というでは、の類的では、の数のでは、の数のでは、の数のでは、の数のでは、の数のでは、の数のでは、の数のでは、のないでは、の数のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	者は上記にの免除 100 の	で販売して、許可なに対すり、 はで、 にはで、 にはで、 にはで、 にはで、 にはがには、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	に及び報告し はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいいいい はいいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいいい い	二十歳未 に関するま ます。ま 分 ・いいえ ・いいえ ・いいえ	満の者で 情報に た、酒事 (107 108 109	の飲酒店はに代表 (関すの保売管

2面

《酒類販売管理者に関する事項》

右の区分で「はい」の場合は酒畑販売管理者の氏名、年齢及び直近の酒畑販売管理研修の受講年月日	t word	115	□ 滷 □ 不適
氏名 (歳)			L 7:10
受講年月日 平成・合和 年 月 日			
2 酒類販売管理者選任届出書を提出している。	はいいいえ	116	L 適
3 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示している。	注 11.14%	117	□ 適 □ 不適
4 消襲販売管理者は、消額小売業者に対し、消額の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令(表示基準の遵守、20 歳未満の者の飲酒防止等)に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び消額の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。	はいいな	118	□ 適□ 不適
5 消粮販売管理者は、酒粕の販売業務に従事する従業員等に対し、酒粕の販売業務を行うに当たって適守すべき法令(表示基準の遵守、20 蔵未満の者の飲酒防止等)に関する事項について指導を行っている。	ないいな	119	□ 遊 □ 赤蹄

《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の 売上高等を記入してください。

2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみに記入してください。

- ① 木店所在地 (所得税又は法人税の納税地) に所在する洒鬚小売販売場
- ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署内のいずれかの消類小売販売場
- ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
- ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

個人事業者の方は令和元年分、法人の方は平成31年1月1日~令和元年12月31日の間に終了した事業年度について、損益項目を記載してください<u>(千円未満四捨五人、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください)</u>。 また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。

なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合 が50%に満たない場合は、記載不要です。

	從業員数 (201)	٨	販売場こ	とではな	24.	全て	の従業	員数 (バート含む)
	総売上高 (202)			0	0	0	Ħ	個人 (育色申告)- 育色申告決算書の((死上会領 個人 (白色申告)- 収支内訳書の((収入会額の計 法人) 類益計算書の先上高
	内漏類小売による売上高 (203)			0	0	0	B	「総元上高(202)」の内、酒類を販売した金額
損益	売上総利益 (204)			0	0	C	Ħ	個人(青色申告): 青色申告決算書の⑦差引金額 個人(白色申告): 似文内訳書の追差引金額 法人、施益計算書の売上総利益
項	内海鎖小売による売上総利益 (205)			0	0	0	B	「売上総利益(204)」の内、酒類を販売した全額に係る売 上総利益
目等	営業利益 (206)			0	0	o	Ħ	個人(賞色中告) 賞色中告決算書の母差引会師 個人(白色中告) 収支内訳書の追専従者経際前の所得金額 法人:機益計算書の鑑案利益
0340	内酒類小売による営業科益 (207)			0	0	O	Ħ	「盆葉利益(206)」の内、酒類を販売した金額に係る営業 利益
	税引前純利益(208)			0	0	С	Ħ	個人 所得税の確定申告書目 (第一表) の息所得金額合計 法人 機器計算書の税引前終利益
	酒類に係る受取リベート(209)			0	0	0	B	

ご注意ください!

複数の販売場をお持ちの場合は、いずれか1つの販売場(本店又は任意の販売場)の報告書にのみ記載してください。 (全ての販売場の報告書に記載する必要はありません。)

うお願いします。責任者を指名している場合は、記載漏れのないよ

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》 ※任意記載事項ですが、記載していただくようお願いいたします。

	м н			区分		※税務署整理欄 (実態確認状況)
飲酒防	1 20 歳未満と思われる者に対して、年齢確認	忍を行っている。		is month	120	口有口無
飲酒防止関係	2 20 歳未満の者の飲酒防止を啓発するため 表示、ポスターの掲示等を行っている。	の店内放送、店頭	「・売場等への	i ma	121	□有 □無
火防	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒」 ポ又は飲酒運転の防止に関するポスターの 防止のための取組を行っている。			拉 知	122	□有□無
以係	2 自動車等で来店したと思われる者に対し といった一声運動を行っている。	て「飲酒運転をし	ないように」	はいの次	123	口有口無
27515	1 リターナブルびん (ビールびんや清酒の れるびん)を使った消損を販売している。	・升びんなどの器	り返し使用さ	在加州	124	口有口無
リサイク	2 リターナブルびんの回収を行っている。	a nome	125	□有□無		
クル関係	3 消費者が販売場に容器を持参した場合の これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的	ji wood	126	口有口無		
	4 消額の陳列揚所、店頭、レジ等に「リタ・ る」旨の表示を行っている。	ナブルびんの匝	収を行ってい	はいいは	127	口有口無
傷	適正飲酒を啓発するための店内放送、店 の掲示等を行っている。	道・売場等への表	示、ポスター	注 30.100克	128	口 有口 無
1	《酒類販売管理者に代わる責任者の人数》 1	29 総数:	名			
領	《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名	名の基準》				
西頭収売企業者こ代わる芸芸者	氏名 (年齢)	指名の基準 (注)	氏 名	(年齢)		指名の基準 (注)
客に	(歳)				((故)
代わ	(歳)				(藏(
る真体	(歳)				(献)
五	(歳)				t	歳)

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	基 维
1	表間(23時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間 (2~3時間以上) 不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合(100 平方メートルを超えるごとに、1 名以上の責任者を指名)
4	同 ・
5	同一の階にある複数の酒節売場が著しく離れている場合 (20 メートル以上離れている場合)
6	複数の酒類元場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類元場の点在が著しい場合 (3か所以上ある場合)
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【記載要領】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで(期限付小売業者の方は、販売期間 終了後から1週間以内)に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に〇印を付してください。
- 3 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ4 面《自動販売機の設置状況等》を記載してください。

酒類の自動販売機を設置している場合は、 記載漏れのないようお願いします。



《自動販売機の設置状況等》 301 401 ã01 601 (実態確認状況) 午 午. 自動販売機の設置年月 14 午. H - 4 110 午 11% 1 9 改良型·改良型以外 改良型・致製製外 改良型·改变型以外 改良型・改造が 3 自動販売機の種類 自動販売機の設置位置 店内 · 店外 店內 , 店外 据内 · 居外 店内 · 店外 1 20 歳未満の者の飲酒は · ## 有・無 · 100 有 有 . MT: 石 5 口遊 コ不適 禁止されている旨 類白動販売機 免許者の氏名 • 100 基準 4 fut 有 · 無 右 . 右 ñ THE: 口滴 口不滴 の実施 酒 類 版 光 管 理 者 有 · 無 有·無 在 • 40 有 • 1116 7 11滴 1不滴 FF. 連絡先の所任地 に係る 有 · 無 有 · 怎 右 . 石 m 8 口道 日本通 及び電話番号 販 党 停 止 時 間 ti · m 有・無 有· 無 有 · ## 9 口道 口不適 (1) 撤廃の予定等を次 から1つ選択し記号 イ・ロ・ハ・ニ イ・ロ・ハ・ニ イ・ロ・ハ・ニ イ・ロ・ハ・ニ を○で囲んでくださ 10 店贩 外売 の機 《イ 早急に撤廃予定 ロ 早急に改良型に切替予定 ハ 稼動させていない ニ 楡隆する予定はない》 战の 真型の撤廃 (2) (1)でイ、又は「ロ」 を選択した場合には 撤廃等予定年月日 撒麂等予定年月日 撤廃等予定年月日 撤廃等予定年月日 以外 撤廃予定日又は改良 11 J. 型への切替予定日を 年 月 日 年 月 日 年 万 日 年 刀 H 定 03 記載してください。 0 洲 類状 (3) (1)で「二」を選択し 経済的な理由 (売上高の減少、漁廃・改良型切替の費用負担困難) た場合には撤廃しな 自况 b 周辺地域の酒販店が撤去していない 12 い具体的が理由を行 動等 c その他 具体的に: 欄から選択し記号を ○で囲んでください。 (1) 表示基準を遵守し ない場合その理由を 长速 次から1つ選択し記 イ・ロ・ハ・ニ イ・ロ・ハ・ニ イ・ロ・ハ・ニ 7 13 号を○で囲んでくだ 718 **基** 松 (イ 基準を知らなかった ロ 基準を理解していなかった ハ 表示し忘れていた ニ 消えていたことに気付かなかった) 神埋 (2) 表示基準を遵守し を川 表示予定年月日 表示千定年月 日 **表示予定年**[] H 表示予定年月日 た表示を行う予定日 14 年 月 日 年 月 年 月 年 并 月 H Я を記載してください。 販売停止等のための 無 有 · 無 4 · # 4 . 4 . ## 15 口道 山不適

※1 「自動販売機の種類」相は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外 を○で囲んでください。

有 · 無

有· 無

TITE

右

16

口適 コ不適

タイマーの設置の有無 セレクトボクン部分への

護揮やなる場の事品の有無

有 · 無

- 【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼動可能となる等、20歳未 満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます(現行の酒類自動販売機にカード や運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。)。
- 2 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入する ことができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください(例:店舗の敷 地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります。)。
- 3 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等をイから二のうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。
- 【参考】 全国小売酒販組合中央会は、半成7年5月に、半成12年5月を期限とする現行の調煩自動販売機の厳廃決議を行い、国税庁としても、平成7年7月に「割類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、調額販売業者に対して、新たに割額自動販売機を設置する場合においては、改良型自動販売機以外は設置しない、また、改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型自動販売機への切換えを行うよう必要な助賞を行ってきています。

[メ モ]